

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例

市民意見交換会

次 第

1 . 開 会

2 . 内 容 説 明

3 . 意 見 交 換

4 . そ の 他

5 . 閉 会

## 1 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例について

### 1 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例とは

いわゆる「自治基本条例」と呼ばれる条例は、一般的に、市民、議会、市長等と一緒に自治（市民主権のまちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたものと言われています。

今までは、自治を進める際に「大分市をより良くするために、市民は何をすれば良いのか？議会、市長等にはどういった役割があるのか。」といった「それぞれの役割」をきちんと定めた条例はありませんでした。

今回ご説明する（仮称）大分市まちづくり自治基本条例は、これを明らかにするとともに、行政運営のあり方や市民参画の仕組みを定めた大分市の最高規範と位置付けられる条例です。

### 2 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例の必要性

地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協調の関係へと変わり、地域の特性に合ったまちづくりが進められるようになってきました。

また、市民ニーズやライフスタイルの多様化や、コミュニティの希薄化が進む中、行政が行う取り組みだけでは対応が難しくなっており、代わりに新たな公共の担い手として、ボランティア団体やNPOなど地域で活躍する団体の働きが大きくなってきました。

このような私たちを取り巻く状況の変化に対応し、これからの大分市の運営がぶれることなく進められるように、市民、議会、市長等の共通のルールを定める必要性が高まり、これが（仮称）大分市まちづくり自治基本条例制定の動きとなっています。

### 3 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例ができた後のまちづくり

本条例に規定される内容の大部分は既に大分市においても取り組まれているものであり、「条例ができたことによって、大分市のまちづくりがすぐに大きく変わる」ということにはならないかもしれませんが、「誰がどのような役割を担うか」といった基本的なルールが定められることにより、今まで以上に市民主体のまちづくりが進むものと期待されます。

## 2 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例のポイント

自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指す  
ために市民権でまちづくりを行う

市民総参加の原則  
大分市のまちづくりに全ての  
市民が参加することができるこ  
とを示しています。

情報共有の原則  
大分市のまちづくりに必要な  
情報は皆で共有し、役立ててい  
くことを示しています。

自治の基本原則

協働の原則  
大分市のまちづくりに取り組むにあたっては、市民、  
議会、市長等がそれぞれの役割分担の下、一緒になって  
行動していくことを示しています。

## 市民・議会・市長等の役割と責務

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例制定後の大分市では、以下のよ  
うな役割分担が求められています。

市民は、まちづくりに  
参画することができま  
す。  
市民は、市政に関する  
情報について、公開又は  
提供を求めることがで  
きます。  
市民は、互いに権利を  
尊重し、理解し、及び協  
力するよう努めます。  
市民は、自らの発言と  
行動に責任を持ちます。

### 市民

大分市に暮し、学び・働く人

条文の一部を抜粋

市民の幸せな  
暮らしの実現

### 議会

議会は、住民の直接選挙で選ばれ  
た議員で構成される本市の議事機関  
であり、住民の代表機関、本市の意  
思決定機関としての役割を担いま  
す。  
議会は、市民福祉の向上を図るこ  
とを基本として、市政の運営に関し  
二元代表制の一翼を担う重大な責務  
を有します。

### 市長等

市長は、市民の信託を受けた本市  
の代表として、事務の管理及び執行  
その他の権限を適正に行使します。  
公平かつ効率的で質の高い行政  
サービスの提供を図り、市民福祉の  
向上に努めます。  
職員は、全体の奉仕者として、公  
正・公平かつ誠実に職務に従事し、全  
力を挙げてその職務に専念します。

市民主体による自治の実現

### 3 .(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の構造図

#### 前 文

市民として、本市の豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定することを宣言しています。

第1章  
総則

#### 1 目 的

市民主体による自治の実現を図ることを目的としています。

#### 2 定 義

「市民」、「市長等」、「協働」、「総合計画」の定義付けをしています。

第2章  
理念及び原則

#### 3 基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主権のまちづくり

#### 4 基本原則

市民総参加の原則  
情報共有の原則  
協働の原則

第3章  
役割等

#### 市 民

5 市民の権利  
6 市民の責務

#### 議 会

7 議会の基本的役割等

#### 市 長 等

8 市長等の基本的役割と責務  
9 市長の基本的役割と責務  
10 職員の責務

第4章  
自治の仕組み

#### 行政運営

〔 計画的に業務を行うための総合計画や健全な財政運営、行政評価や情報公開など市民にかかれた行政運営の仕組み等を規定しています。 〕

11 総合計画 12 財政運営 13 政策法務 14 条例の制定等の手続 15 行政評価  
16 行政手続 17 情報公開 18 個人情報の保護 19 権利保護及び苦情対応  
20 危機管理体制の整備等 21 行政組織の編成

#### 市民参画等

〔 市民のまちづくりへの参画や意見を述べる機会の確保など、市政への参画の仕組み等を規定しています。 〕

22 市民参画 23 協働の推進 24 市民提案 25 市民意見の聴取 26 住民投票  
27 審議会、懇話会等

#### まちづくりの推進

〔 地域コミュニティへの支援や多様な文化の尊重など、さらなるまちづくりへの取組みを規定しています。 〕

28 都市内分権 29 地域コミュニティ 30 連携及び協力 31 多様な文化の尊重等

第7章  
附則

#### 32 この条例の位置付け

本市の自治の最高規範であることを規定しています。

#### 附 則

施行期日  
この条例の見直し

数字は条文Noを示します。